

鮫川村児童手当事務取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係部門間等との連携)

第2条 児童手当等に関する事務の取扱いに当たっては、請求者、受給者又はその他の関係者（以下「請求者等」という。）の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、学校教育担当部門、保育担当部門、児童福祉担当部門、障害者福祉担当部門その他の関係部門との連携に努めるものとする。

- 2 児童手当等の認定に当たっては、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、他の市町村、都道府県、その他関係機関との連携に努めるものとする。
- 3 受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者が変更となる場合、新たな受給資格者は認定請求等が必要になることから、関係部門間、他の市町村、都道府県等との連携を図ることにより、当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めるものとする。

(文書の取扱い)

第3条 請求者等に対する通知、照会等の文章を作成するときは、記載内容が容易に理解できるよう、なるべく平易な文体を用いる等の方法を講じるものとする。

- 2 請求者等から提出された請求書、届書等は、本人が記入したものを受理するものとする。ただし、やむを得ず村の担当職員が請求者等に代わって記入する場合には、請求者等に記入事項を十分に確認し、かつ、その旨を請求書、届書等に付記するものとする。
- 3 請求者等から提出された請求書、届書等の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、請求者等の適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理するものとする。
- 4 請求書、届書等の提出を受けたときは、その請求書又は届書等に必ず受付確認年月日を記入するものとする。

(備え付けべき帳簿等)

第4条 村において備えるべき帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 受給者台帳
- (2) 関係書類返戻・保留カード
- (3) 受給資格調査員証交付簿
- (4) 父母指定者管理台帳

(受給者台帳)

第5条 前条第1号の受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）は、様式第1号及び様式第2号（施設等受給者用）によりそれぞれ作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときについては、受給者台帳の作成を省略することができる。

2 受給者が外国人であるときは、受給者台帳の余白に外国人である旨や通称名を記載するなど、適正に整理するものとする。

(返戻・保留カード)

第6条 第4条第2号の関係書類返戻・保留カード（以下「返戻・保留カード」という。）は、様式第3号により作成し、使用に便宜な方法により整理するものとする。ただし、返戻・保留カードに記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときについては、返戻・保留カードの作成を省略することができる。

(調査員証交付簿)

第7条 第4条第3号の受給資格調査員証交付簿（以下「調査員証交付簿」という。）は、様式第4号により作成し、児童手当法施行規則（昭和46年9月4日厚生省令第33号。以下「規則」という。）第13条による身分を示す証票の交付を行ったとき及び返納を受けたときに記入するものとする。ただし、調査員証交付簿に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときについては、調査員証交付簿の作成を省略することができる。

(父母指定者管理台帳)

第8条 第4条第4号の父母指定者管理台帳は、父母指定者（法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）が監護し、かつ、生計を同じくする児童（以下「父母指定者に養育される児童」という。）の住所地の市町村において、様式第5号により作成する。ただし、父母指定者管理台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び

利用することによって、事務を支障なく行い得るときについては、父母指定者管理台帳の作成を省略することができる。

(父母指定者指定届の処理等)

第9条 村は、規則第1条の3による届出があったときは、父母指定者管理台帳に所要の事項を記入するものとする。

2 父母指定者の支給事由が消滅したときは、支給事由消滅年月日を記入するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第10条 規則第1条の4第1項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次のように処理するものとする。

(1) 規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、その認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、次によること。

ア 認定請求書を返戻する場合は、様式第6号による通知書を作成し、その認定請求書に添えて返戻すること。なお、添付書類が不足している場合は、原則として返戻はせず、イにより対応すること。

イ 認定請求書を保留する場合は、様式第6号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ ア又はイの処理を行った場合は、返戻・保留カードにその旨を記入すること。

(3) 前号の規定によって返戻したものが補正されて再提出されたとき又は保留の事由がなくなったときは、返戻・保留カードに再提出年月日を記入すること。

2 認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類により確認することとし、次のア～キについては、特に留意すること。

ア 請求者の他に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父若しくは母、未成年後見人（法人を除く。）又は父母指定者がある場合は、必要に応じて、それら請求者以外の者についても法第5条に定める所得の状況の確認に努めること。

イ 請求に係る児童のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。）があるときは、規則第1条の4第2項第1号の規定に基づき添付される当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し及び同項第3号の規定に基づき添付される書類により、児童と同居している者の状況等を確認すること。

ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条に規定される理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第2号の規定に基づき添付される書類（海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。

エ 請求者が未成年後見人として請求したときは、規則第1条の4第2項第4号の規定に基づき添付される書類（未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等）により確認すること。

オ 請求者が父母指定者として請求したときは、第4条第4号の父母指定者管理台帳又は規則第1条の4第2項第5号の規定に基づき添付される書類（父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等）により確認すること。また、父母指定者と請求に係る児童が別居している場合は、当該児童の状況がわかる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等）の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、上記イにより確認すること。

カ 請求者が法第4条第4項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として請求したときは、規則第1条の4第2項第7号の規定に基づき添付される書類（申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類）により確認すること。

キ 請求に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定される施設入所等児童をいう。以下同じ。）に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。

（2） 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。特に前号イ、エ、オ及びカに該当する場合においては、父母等の住所地の市町村に対して当該父母等の受給状況の確認を行うなど二重支給の防止を図ること。

3 前項の規定によって審査して結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

（1） 受給者台帳に所要の事項を記入すること。

（2） 様式第7号の1による通知書を作成し、受給者に送付すること。なお、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める内容を記載のうえ、通知すること。

ア 規則第1条に規定される理由に該当する児童について認定した場合 留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過したときは、受給事由消滅届等を、3年以内に児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ市町村

に対して提出する必要がある旨を通知する。

イ 未成年後見人を認定した場合 未成年後見人を解任され又は辞職したときは、村長に対して受給事由証明届を提出する必要がある旨を通知すること。

ウ 父母指定者を認定した場合 児童の生計を維持する父母等が日本国内に住所を有するに至ったときは、村長に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨を通知する。

(3) 認定請求書に認定年月日を記入すること。

(4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。(受給者が法人である場合を除く。)

(5) 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村(当該者が公務員である場合はその所属庁)に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第8号により通知すること。(当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。)

4 第2項の規定によって審査をした結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記入すること。

(2) 様式第7号の2による通知書を作成し、請求者に送付すること。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第11条 規則第1条の4第3項の請求書(以下「認定請求書(施設等受給資格者用)」という。)

の提出を受けたときは、前条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 認定請求書(施設用受給資格者用)の記載事項については、次により審査するものとする。

(1) 認定請求書(施設等受給資格者用)の記載事項を公簿等及び添付書類により確認すること。

特に、規則第1条の2第1項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条2項各号のいずれか、同条第3項又は第4項に掲げる短期間の入所をしている者又は施設に通う者は施設入所等児童に該当しないこととなるので留意すること。

(2) 前号によって確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。

3 前項の規定によって審査して結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳(施設等受給者用)に所要の事項を記入すること。

- (2) 様式第9号の1（施設等受給資格者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 認定請求書（施設等受給資格者用）に認定年月日を記入すること。
- (4) 住民基本台帳の所定欄に支給開始年月を記載すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）

4 第2項の規定によって審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書（施設等受給資格者用）に却下の旨及び却下年月日を記入すること。
 - (2) 様式第9号の2（施設等受給資格者用）による通知書を作成し、請求者に送付すること。
- （一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理）

第12条 規則第2条第1項の請求書（以下「額改定認定請求書」という。）の提出を受けたときには、次により処理するものとする。

- (1) 規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、額改定認定請求書にその省略させた書類の名称及びその理由を記入すること。
- (2) 額改定認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

2 額改定認定請求書の記載内容については、第10条第2項の規定（同項第1号アの規定を除く。）の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に新たに支給対象となった児童の氏名及び改定後の支給額を記入すること。
- (2) 様式第10号の1による通知書を作成し、受給者に送付すること。なお、第10条第3項第2号のアからウに掲げる場合にあっては、同号の例により通知書を作成すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定年月日を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。
- (2) 様式第10号の2による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を記入すること。

（一般受給資格者に係る額改定届の処理）

第13条 規則第3条1項の届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、前条第1項

及び第2項の規定の例により審査するものとする。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実があることを確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳の児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第10号の1による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定届に改定年月日を記入すること。

3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、受給者に返付するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第14条 規則第2条第3項の請求書（以下「額改定認定請求書（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、第12条第1項各号の規定の例により処理するものとする。

2 額改定認定請求書（施設等受給者用）の記載内容については、第11条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、支給額を改定すべきものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳（施設等受給者用）に新たに支給対象となった児童の氏名及び改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第11号の1（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定年月日を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、支給額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄に改定の請求を却下した旨を記入すること。

(2) 様式第11号の2（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定認定請求書（施設等受給者用）に改定請求却下年月日を記入すること。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第15条 規則第3条第2項の届書（以下「額改定届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項の規定の例により審査するものとする。

2 前項の規定によって審査した結果、届出に係る事実を確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳（施設等受給者用）の児童欄から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の支給額を記入すること。

(2) 様式第11号の1（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。

(3) 額改定届（施設等受給者用）に改定年月日を記入すること。

3 第1項の規定によって審査した結果、届出に係る事実がないことを確認したときは、受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄に額改定届を返付した旨を記入し、受給者に返付するものとする。

（職権に基づく額改定の処理）

第16条 額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 受給者台帳に改定後の支給額を記入するとともに、所要の事項を記入し、又は、児童欄から改定の原因となる児童を削除すること。

(2) 様式第10号の1又は様式第11号の1（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその送付年月日を記入すること。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第17条 規則第4条第1項の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 現況届の記載事項について、受給者台帳と照合し、規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況届にその省略させた添付書類の名称及びその理由を記入すること。

(2) 現況届の記載及び添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

2 前項第1号の規定によって照合したものについては、第10条第2項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて児童手当等を支給すべきものと認めたときは、受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条項1項又は第2項の規定により認定請求があったものとみなされる場合に該当すると認めたときは、受給者台帳に所要の事項を記入するほか、様式第7号による通知書を作成し、受給者に送付するものとする。

5 第2項の規定によって審査した結果、児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、

次によること。

- (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第12号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が法人である場合を除く。）

6 6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

（施設等受給資格者に係る現況届の処理）

第18条 規則第4条第3項の届書（以下「現況届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 現況届（施設等受給者用）の記載事項について、受給者台帳（施設等受給者用）と照合し、規則第11条の規定によって所定の添付書類を省略させたときは、現況（施設等受給者用）に、その省略させた添付書類の名称及びその理由を記入すること。
- (2) 現況届（施設等受給者用）の記載及び添付書類に容易に補正できない程度の不備があるときは、第10条第1項第2号及び第3号の規定の例により処理すること。

2 前項第1号の規定によって照合したものについては、第11条第1項の規定の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて児童手当を支給すべきものと認めたときは、受給者台帳（施設等受給者用）の現況届欄に所要の事項を記入すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、次によること。

- (1) 受給者台帳（施設等受給者用）に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第13号による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）

5 6月30日までに現況届（施設等受給者用）が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届（施設等受給者用）の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものとする。

(氏名変更等届の処理)

第19条 規則第5条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者台帳の氏名(法人名等)欄を改めるものとする。
- (2) 受給者が施設等受給者である場合は、受給者台帳(施設等受給者用)の設置者等の氏名(法人名等)欄、施設等の名称欄、施設等の種類欄及び施設入所等児童の氏名欄を必要に応じて改めるものとする。

(住所変更等の処理)

第20条 規則第6条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者が一般受給者である場合は、受給者又は児童の氏名及び住所(受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地)等を公簿等及び添付書類により確認すること。
- (2) 受給者が施設等受給者である場合は、設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)、施設等の所在地(住所)又は施設入所等児童の居住地を公簿等及び添付書類により確認すること。
- (3) 受給者台帳に変更後の住所等及び変更年月日を記入すること。

(受給事由消滅届の処理)

第21条 規則第7条の届書(以下「受給事由消滅届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第12号又は様式第13号(施設等受給者用)による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。(受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。)
- (4) 支給対象となる児童と住所を異にして別居している父母指定者について、前号までの処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、様式第14号により通知すること。

(職権に基づく支給事由消滅の処理)

第22条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができものであること。

- (1) 規則第1条に定める理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した場合

- (2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合
- (3) 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合
- (4) 施設入所等児童でなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合
- (5) その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合
(住民基本台帳法による届出の処理)

第23条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。）は、第20条又は第21条の規定の例により処理するものとする。

(支払の処理)

第24条 児童手当等の支払を窓口で行う場合には、様式第15号の1又は様式第15号の2（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

2 児童手当等の支払を口座振替で行う場合には、様式第15号の3、様式第15号の4（施設等受給者用）、による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、支払を行った場合には、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

3 様式第15号の5又は様式第15号の6（施設等受給者用）による通知書により通知した場合であって、通知後、支払内容等に変更を生じた場合は、変更内容を記載し、受給者に改めて通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第25条 規則第9条の請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 未支払請求書の記載事項について、受給者台帳と照合すること。
- (2) 未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が法第12条第1項に規定する、15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童（以下「中学校修了前の児童」という。）であった者である場合は、様式第16号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が法第12条第2項の規定する施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者で

ある場合は、様式第17号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、受給者台帳の支払金額欄に支払金額及び支払年月日を、備考欄には請求者の氏名及び住所を記入すること。

エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、支払金額欄に支払金額及び支払年月日を記入すること。

(3) 請求を却下するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合、様式第16号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、様式第17号による通知書を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校終了前の児童であった者である場合は、受給者台帳の備考欄に請求の却下をした旨を記入すること。

エ 請求者が施設等受給資格者又は施設等受給資格者であった者である場合は、受給者台帳(施設等受給者用)の当該請求に係る施設入所等児童であった者の備考欄に請求を却下した旨を記入すること。

(支払の一時差止めの処理)

第26条 法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めるものと決定したときは、様式第18号又は様式第19号(施設等受給者用)による通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入するものとする。

(処分の取消し)

第27条 児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとする。

2 前項の取消しは、文章をもって請求者等に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第28条 法第20条の規定による寄附の申出については、申出の期限を定め、請求者等に周知すること。

2 規則第12条の9の児童手当等に係る寄附の申出書(以下「寄附申出書」という。)の提出を受けたときは、次のように処理するものとする。

(1) 支払期月ごとに寄附申出書の記載された寄付金額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に

支給する児童手当等の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等額を控除した額。以下この条において同じ。）から寄附金額を控除した額を支払うものとする。この場合において、当該支払期月に支給する児童手当等の額が寄附金額に満たない場合は、寄附は行われないものとし、寄附金額を控除せずに支払うこと。

（2） 支払期月ごとに支給する児童手当等の額から寄附金額を控除し、様式第20号による寄附受領証明書を作成し、請求者等に送付すること。

3 寄附申請書の署名欄と児童手当等の請求者等の氏名が異なる場合又は申出の期限を過ぎて寄附申出書が提出された場合には、当該請求書を請求者等に返戻すること。

4 請求書等より、寄附申出書の内容を変更し、又は寄附申出書を撤回するため、様式第21号による申出書（以下「寄附変更等申出書」という。）が提出された場合には、速やかに処理を行うこと。

5 支給事由の消滅等により児童手当等の支払が行われない場合や手当額の減額により寄附申出書の寄附の額に達しないときは、申出に係る寄附の受領は行われないこととする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第29条 法第21条の規定により、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等を実施する場合においては、実施する旨を請求者等に周知するとともに、申出の期限を定め、請求者等に周知すること。

2 規則第12条の10の規定により、児童手当等に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

（1） 学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う場合は、児童手当等から徴収等する各支払期月毎の費用等について、様式第22号による通知書を作成し、徴収等対象者に送付すること。

（2） 支払期月ごとに学校給食費等徴収等申出書に基づき徴収等を行う額（以下この条において「徴収等額」という。）を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。）から徴収等額を控除した額を支払うものとする。

3 学校給食費等徴収等申出書の署名欄と児童手当等の請求者等の氏名が異なる場合、その他申出に基づく徴収等を行うことができないと判断される場合には、当該申出書を申請者等に返戻すること。

4 請求者等より、学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、又は、学校給食費等徴収等申出書を撤回するため、様式第23号による申出書（以下「学校給食費等徴収（支払）変更等申出書」と

いう。)が提出された場合には、速やかに処理を行うこと。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第30条 法第22条の規定のに基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、次のように処理するものとする。

- (1) 様式第24号の保育料特別徴収決定通知書（以下「特別徴収通知書」という。）を作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付すること。
- (2) 前号により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付すること。
- (3) 支払期月ごとに特別徴収通知書に基づく徴収額を受給者台帳に記入し、当該支払期月に支給する児童手当等の額から徴収額を控除した額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は前条第2項第2号に規定する徴収等額がある場合は、それらの額を更に控除した額）を支払うものとする。

(帳簿等の保存期間)

第31条 帳簿、請求書、届書等は、それぞれ次の期間保存するものとする。

- (1) 受給者台帳（支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年）
- (2) 父母指定者管理台帳（父母指定者に児童手当等が支給されなくなった日の属する年度の翌年度から5年）
- (3) 認定請求書（支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年）
- (4) 現況届（提出のあった日の属する年度の翌年度から2年）
- (5) 未支払請求書（提出のあった日の属する年度の翌年度から2年）
- (6) 額改定認定請求書（提出のあった日の属する年度の翌年度から2年）
- (7) 前6号以外の届書等（提出のあった日の属する年度の翌年度から1年）

(通知書等作成の取扱い)

第32条 様式第6号から様式第24号までの通知書等（以下「通知書等」という。）を作成する場合には、適宜、必要な様式変更、必要な情報提供等を附記しての差し支えないものとする。
なお、通知書等の記載事項を別紙等で取り扱うことも可能とする。

(その他)

第33条 本規則施行前の児童手当関係事務処理については、なお従前の例によるものとする。

- 2 平成24年6月1日より適用される法附則第2条第1項の給付に係る所得等の事項については、平成24年5月までの支給に関する通知書等において、その記載を適宜省略できる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 鮫川村児童手当事務取扱規則（平成16年12月20日規則第22号）は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

児童手当・特例給付受給者台帳															
受給者	氏名 (法人名等)		性別	生年月日	職業	被用者 公務員 被用者等でない者	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	電話 ()	支払金融機関	名称	口座番号	児童手当・特例給付該当年月日			
	有・無	配偶者の氏名										配偶者の職業	被用者 公務員 被用者等でない者	3歳未満	3歳以上小学校修了前
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係						
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類					扶養親族等及び児童の数		人	認定年月日		支給開始年月		手当月額			
ア 厚生年金保険 イ 私立学校教職員共済 ウ 国家公務員共済	エ 地方公務員等共済 オ 国民年金 カ その他()		うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数		(人)		支給事由消滅事由		・3歳未満分 ・3歳以上小学校修了前分 ・中学生分 計		円 円 円 円				
備考			所得状況		年所得額 円		(消滅事由)								
			区分		児童手当 特例給付										

（裏面）									
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
現況	届出の有無								
	被用者又は公務員か否かの別								
	加入年金等の種別								
	前年の所得額	円	円	円	円	円	円	円	
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人	人	人	
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
届	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	
	特例給付	特例給付	特例給付	特例給付	特例給付	特例給付	特例給付	特例給付	
備考									
支払	支払年月日								
	児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収額②		円		円		円		円
	保育料の特別徴収額③		円		円		円		円
	寄附金額④		円		円		円		円
	支払金額(①-②-③-④)		円		円		円		円
	支払年月日								
	児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収額②		円		円		円		円
	保育料の特別徴収額③		円		円		円		円
寄附金額④		円		円		円		円	
支払金額(①-②-③-④)		円		円		円		円	
支払	支払年月日								
	児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収額②		円		円		円		円
	保育料の特別徴収額③		円		円		円		円
	寄附金額④		円		円		円		円
	支払金額(①-②-③-④)		円		円		円		円
	支払年月日								
	児童手当等の支払金額①	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収額②		円		円		円		円
	保育料の特別徴収額③		円		円		円		円
寄附金額④		円		円		円		円	
支払金額(①-②-③-④)		円		円		円		円	
備考									

様式第2号（第5条関係）

(表面)

児 童 手 当 受 給 者 台 帳 (施 設 等 受 給 者 用)													
受 給 者	(ふりがな) 設置者等の氏名 (法人名等)		職 業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者	性別	男・女	生年月日	・	・	支 払 金 融 機 関	名 称	口 座 番 号	
	施設等の名称		施設等の種類										
	設置者等の住所(法人の主たる事務所の所在地)	〒 — 電話 ()						施設等所在地又は里親住所地	〒 — 電話 ()				
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類別								認 定 年 月 日		支 給 開 始 年 月		手 当 月 額	
ア 厚生年金保険 イ 私立学校教職員共済 ウ 国家公務員共済				エ 地方公務員等共済 オ 国民年金 カ その他()		・		・		3歳未満分		円	
						支給事由消滅年月日・消 滅 事 由		・		3歳以上分		円	
備 考						(消滅事由)				計		円	

(裏面)

区 分		年 度																
現 況 届	届 出 の 有 無																	
	被用者又は公務員であるか否かの別																	
	加入 年 金 等 の 種 別																	
	備 考																	
施 設 入 所 等 児 童 の 氏 名																		
生 年 月 日		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
入 所 等 期 間																		
支 払 金 融 機 関																		
口 座 番 号																		
児 童 手 当 該 当 年 月 日		3 歳 未 満	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		3 歳 以 上	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
児 童 手 当 非 該 当 年 月 日		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
支 払 金 額	10 月 期	支 払 年 月 日	・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2 月 期	支 払 年 月 日	・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	6 月 期	支 払 年 月 日	・															
		年齢区分	3 歳 未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3 歳 以 上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支 払 金 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備 考																		

※支払金融機関及び口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

様式第3号（第6条関係）

整理 番号	
----------	--

児童手当
特例給付

関係書類返戻・保留カード

請 求 者	氏 名	
	住 所	
返戻・保留 理 由		
返戻・保留通知年月日	・	
再 提 出 年 月 日	・	
調 査 等 完 了 年 月 日	・	
備 考		

様式第4号（第7条関係）

児童手当・特例給付 受給資格調査員証交付簿

[illegible]

様式第5号（第8条関係）

児童手当・特例給付 父母指定者管理台帳

届 出 年月日	指定を行 う父母等 の氏名	父母指定者氏名				対象児童				父母等の帰国 年月日	支給事由消滅 年月日	備考
		氏 名	性別	生年月日	住 所	氏 名	父母指定者 との関係	生年月日	住 所			

※ 対象児童の住所は、父母指定者と住所が異なる場合に記入を要する。

第 年 月 日 号

様

鯨川村長 印

児童手当 関係書類返戻
通知書
特別給付 認定保留

児童手当
年 月 日付けで請求（提出）のありました 認定請求書については
特別給付

関係書類を返戻
次の理由で することとしましたので通知します。
認定を保留

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

様式第7号の1（第10条、第17条関係）

第 号
年 月 日

様

鮫川村長

印

児童手当・特例給付 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鮫川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2. 区分	児童手当・特例給付								
3. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4. 支給開始年月	年 月から								
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由	(*****)								
備考									

様式第7号の2（第10条、第17条関係）

第 号
年 月 日

様

鮫川村長

印

児童手当・特別給付 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鮫川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>***** 人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	** 人	(3歳以上小学校修了前)	** 人	(中学生)	** 人	計	***** 人
(3歳未満)	** 人								
(3歳以上小学校修了前)	** 人								
(中学生)	** 人								
計	***** 人								
2. 区分	<table border="1"> <tr> <td>児童手当・特例給付</td> </tr> </table>	児童手当・特例給付							
児童手当・特例給付									
3. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>***** 円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	** 円	(3歳以上小学校修了前)	** 円	(中学生)	** 円	計	***** 円
(3歳未満)	** 円								
(3歳以上小学校修了前)	** 円								
(中学生)	** 円								
計	***** 円								
4. 支給開始年月	*****								
5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 (*****)									
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由 ()									
備考									

様式第8号 (第10条関係)

児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）

(あて先) (保護者の住所地) 市町村児童手当担当部局長 様
(所属庁の長 様)

鮫川村長 印

平成27年12月18日府市本第430号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定したものについて、下記の通り情報提供いたします。

記

[illegible]

様式第9号の1（第11条関係）

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名（法人名等）

鮫川村長

印

児童手当 認定通知書 （施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鮫川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 支給開始年月	年 月から
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	
（*****）	
備考	

4. 支給対象児童の氏名及び生年月日

児童の氏名	生年月日	児童の氏名	生年月日

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由	児童の氏名	生年月日	理由

様式第9号の2（第11条関係）

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名（法人名等）

鯨川村長

印

児童手当 認定却下通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項							
1. 支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>＊ ＊ 人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>＊ ＊ 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>＊ ＊ 人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	＊ ＊ 人	(3歳以上)	＊ ＊ 人	計	＊ ＊ 人
(3歳未満)	＊ ＊ 人						
(3歳以上)	＊ ＊ 人						
計	＊ ＊ 人						
2. 手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>＊ ＊ 円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td>＊ ＊ 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	＊ ＊ 円	(3歳以上)	＊ ＊ 円	計	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 円
(3歳未満)	＊ ＊ 円						
(3歳以上)	＊ ＊ 円						
計	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 円						
3. 支給開始年月	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊						
4. 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。							
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下した理由 ()							
備考							

様式第10号の1（第12条、第13条、第16条関係）

第 号
年 月 日

様

鯉川村長

印

児童手当・特例給付 額改定通知書

児童手当・特例給付の額の改定については（請求、届出・職権）により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯉川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2. 区分	児童手当・特例給付								
3. 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4. 改定年月	年 月 から								
5. 改定（増・減額）の理由	()								
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由	(*****)								
備考									

様式第10号の2（第12条、第13条、第16条関係）

第 号
年 月 日

様

鯉川村長

印

児童手当・特例給付 額改定請求却下通知書

児童手当・特例給付の額の改定については（請求、届出・職権）により、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯉川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1. 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>** 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>** 人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	** 人	(3歳以上小学校修了前)	** 人	(中学生)	** 人	計	** 人
(3歳未満)	** 人								
(3歳以上小学校修了前)	** 人								
(中学生)	** 人								
計	** 人								
2. 区分	児童手当・特例給付								
3. 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>** 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>** 円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	** 円	(3歳以上小学校修了前)	** 円	(中学生)	** 円	計	** 円
(3歳未満)	** 円								
(3歳以上小学校修了前)	** 円								
(中学生)	** 円								
計	** 円								
4. 改定年月	*****								
5. 改定（増・減額）の理由	(*****)								
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由	()								
備考									

様式第11号の1（第14条、第15条、第16条関係）

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名（法人名等）

鯨川村長

印

児童手当 額改定通知書（施設等受給資格者用）

児童手当の額の改定については（請求、届出・職権）により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3. 改定年月	年 月から
4. 増額又は減額の原因と児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）	
5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）	
（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由	
（*****）	
備考	

4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定（増・減額）理由

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由

第 号
年 月 日

設置者等の氏名（法人名等）

印

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額改定に関する事項

31/51

4. 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

児童の氏名	生年月日	改定（増・減額）理由

5. 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由

児童の氏名	生年月日	理由

第 年 月 日 号

様

鯨川村長 印

児童手当

支給事由消滅通知書

特例給付

児童手当

次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。

特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名（法人名）

鯨川村長 印

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由

様式第14号（第21条関係）

児童手当・特別給付における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

（あて先） （児童の住所地）市町村児童手当担当部局長 様

鮫川村長 印

平成27年12月18日府子本第430号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記の通り情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅 年月日	備考
	氏名	性別	生年月日	住所	氏名	父母指定者との関係	生年月日	住所		

第 号
年 月 日

様

鮫川村長 印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第3項若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第8項若しくは第9項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

1. 支払期間

平成	年	月分	から
平成	年	月分	まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

平成 年 月 日

様式第15号の2（第24条関係）

第 号
年 月 日

施設等の名称

施設等の種類

施設等所在地又は里親住所地

設置者等の氏名（法人名等）

鮫川村長 印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

平成	年	月分	から
平成	年	月分	まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

平成 年 月 日

第 年 月 日 号

様

鯨川村長 印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払について、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第3項若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	円

第 号
年 月 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）

鯨川村長 印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 円

第 号
年 月 日

様

鮫川村長 印

児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当・特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第3項若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

(年10月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
(年2月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
(年6月定期支払 年 月 日)		
支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

第 号
年 月 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）

鮫川村長 印

児童手当 支払通知書(施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

(年10月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		計		円

(年2月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		計		円

(年6月定期支払 年 月 日)

児童の氏名	生年月日	支払の内容		
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		支払期間	年 年	月分から 月分まで
		支払金額		円
		計		円

第 号
年 月 日

様

鯨川村長 印

児童手当 支給決定
未支払 通知書
特例給付 請求却下
児童手当
の支給については、
特例給付

年 月 日付けで請求のありました未支払

支給することに決定

次のとおり しましたので通知します。

請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様式第17号（第25条関係）

第 年 月 号 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）

鯨川村長 印

支給決定 未支払児童手当 通知書（施設等受給者用）
請求却下

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

児童の氏名	住 所	支払の内容			却下の理由
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで		
		支 払 金 額		円	
		支 払 年 月 日	年 月 日		
		支 払 方 法			
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで		
		支 払 金 額		円	
		支 払 年 月 日	年 月 日		
		支 払 方 法			
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで		
		支 払 金 額		円	
		支 払 年 月 日	年 月 日		
		支 払 方 法			
		支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで		
		支 払 金 額		円	
		支 払 年 月 日	年 月 日		
		支 払 方 法			

合計 円

第 年 月 日 号

様

鯨川村長 印

児童手当
支払差止通知書
特例給付

児童手当

次のとおり 児童手当の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）

鯨川村長 印

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

児童手当
に係る寄附受領証明書
特別給付

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

鯨川村長 印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください

- | |
|--|
| 注1）所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。 |
| 注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。 |

様式第21号（第28条関係）

※整理番号

※受付年月日

児童手当

変更

寄附

申出書

特別給付

撤回

（寄附先） 鯨川村長

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区分	寄附額	
□児童手当の全部 （各月の手当額の全部を寄附）	計	円
□児童手当の一部 （各支払期月毎に右の額を寄附）	年 月支払期 （ 月分～ 月分）	計 円
	年 月支払期 （ 月分～ 月分）	計 円
	年 月支払期 （ 月分～ 月分）	計 円

（注）寄附額は、支給される児童手当等から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名等）

印

第 号
年 月 日

様

鯨川村長 印

児童手当
からの学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
特別給付

第1項

児童手当法第21条の規定により申出のあった費用について、下記のとおり、

第2項

児童手当
から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。
特別給付

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考	
		年 月から 年 月まで	徴収額 (支払額)	円 円)
		年 月から 年 月まで	徴収額 (支払額)	円 円)

様式第23号（第29条関係）

※整理番号

※受付年月日

（申出先） 鮫川村長

児童手当
からの学校給食費等徴収（支払）
特別給付

変更
申出書
撤回

第1項

私は、児童手当法第21条の規定により行った学校給食費等の徴収等について、以下のとおり申し出ます。

第2項

記

1. 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回

2. 変更の場合

児童の氏名	児童手当等から徴収する （支払う）費用（変更後）	徴収期間（変更後）
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

年 月 日
住 所（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名（法人名） _____ 印

第 号
年 月 日

様

鯨川村長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当等支払期月	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月	円 (月分保育料)	
年 月	円 (月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鯨川村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。